

状況に応じ支部等も関与し日程調整のうえ進める主な到達目標

コマ	項目	SBO	LS
1	薬局製剤概説	1-2-4	P102
2	薬局製剤の調製	1-2-5	P103
3	薬局製剤の調製	1-2-5	P103
4	在宅の説明 話し合い	5-1-1	P501
5	在宅(できれば訪問)	5-1-1~3	P501
6	在宅(できれば訪問)	5-1-1~3	P502
7	医療関係職種との連携 病院薬剤師との連携	5-2-4	P503
8	夜間薬局見学	5-2-5	P504
9	居宅介護関連	5-2-6	P505
10	居宅介護関連	5-2-6	P505
11	災害時の役割	5-3-7	P506
12	災害時の役割	5-3-7	P507
13	災害時の役割	5-3-7	P507
14	学校薬剤師業務	5-4-8	P508
15	学校薬剤師業務	5-4-8	P508
16	医薬品の適正使用	5-4-9	P509
17	医薬品の適正使用	5-4-9	P509
18	薬物乱用防止活動	5-4-10	P510

「実務実習モデル・コアカリキュラム」薬局実習部分 色分け

(1) 薬局アイテムと管理	
(2) 情報のアクセスと活用	
(3) 薬局調剤を実践する	
(4) 薬局カウンターで学ぶ	
(5) 地域で活躍する薬剤師	
(6) 薬局業務を総合的に学ぶ	

1 - 1. 薬局実習スケジュール例

②愛知県薬剤師会作成スケジュール

“実務実習指導・管理システム” (Fuji Zerox) 掲載

2010年3月版

第1週

第1週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
1日目 5月10日(月)	薬局アイテムの流れ 詳細	保険調剤業務の全体の流れ 詳細	薬剤師の心構え 詳細	患者、顧客との接遇 詳細	処方せんの受付 詳細
2日目 5月11日(火)	処方せんの受付 詳細	計数・計量調剤 詳細	薬剤師の心構え 詳細	情報の入手 詳細	処方せんの審査 詳細
3日目 5月12日(水)	計数・計量調剤 詳細	計数・計量調剤 詳細	保険調剤業務の全体の流れ 詳細	情報の入手 詳細	薬局アイテムの管理と保存 詳細
4日目 5月13日(木)	薬局アイテムの管理と保存 詳細	カウンター実習 詳細	調剤誌と処方せんの保管・管理 詳細	調剤報酬 詳細	安全対策 詳細
5日目 5月14日(金)	計数・計量調剤 詳細	調剤誌と処方せんの保管・管理 詳細	安全対策 詳細	安全対策 詳細	在宅医療 詳細

第2週

第2週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
8日目 5月17日(月)	処方せんの受付 詳細	計数・計量調剤 詳細	薬局アイテムの流れ 詳細	薬局アイテムの流れ 詳細	計数・計量調剤 詳細
9日目 5月18日(火)	処方せんの受付 詳細	計数・計量調剤 詳細	特別な配慮を要する医薬品 詳細	情報の入手 詳細	処方せんの審査と疑義照会 詳細
10日目 5月19日(水)	処方せんの受付 詳細	計数・計量調剤 詳細	情報の入手 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の入手と加工 詳細
11日目 5月20日(木)	安全対策 詳細	カウンター実習 詳細	薬局アイテムの管理と保存 詳細	安全対策 詳細	計数・計量調剤 詳細
12日目 5月21日(金)	地域医療・地域福祉 詳細	地域医療・地域福祉 詳細	患者、顧客との接遇 詳細	地域保健 詳細	カウンター実習 詳細

第3週

第3週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
15日目 5月24日(月)	薬局アイテムの管理と保存 詳細	計数・計量調剤 詳細	情報の入手 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の入手と加工 詳細
16日目 5月25日(火)	計数・計量調剤 詳細	計数・計量調剤 詳細	地域保健 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の入手と加工 詳細
17日目 5月26日(水)	服薬指導の基礎 詳細	服薬指導の基礎 詳細	情報の入手と加工 詳細	薬局製剤 詳細	在宅医療 詳細
18日目 5月27日(木)	服薬指導の基礎 詳細	服薬指導の基礎 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
19日目 5月28日(金)	服薬指導の基礎 詳細	計数・計量調剤 詳細	情報の提供 詳細	情報の提供 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細

第4週

第4週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
22日目 5月31日(月)	処方せんの受付 詳細	処方せんの審査 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の入手と加工 詳細	計数・計量調剤 詳細
23日目 6月1日(火)	計数・計量調剤 詳細	計数・計量調剤 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の提供 詳細	計数・計量調剤 詳細
24日目 6月2日(水)	服薬指導の基礎 詳細	服薬指導入門実習 詳細	情報の提供 詳細	在宅医療 詳細	調剤報酬 詳細
25日目 6月3日(木)	服薬指導の基礎 詳細	服薬指導入門実習 詳細	地域保健 詳細	地域医療・地域福祉 詳細	調剤報酬 詳細
26日目 6月4日(金)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	患者、顧客との接遇 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細

第5週

第5週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
29日目 6月7日(月)	処方せんの受付 詳細	処方せんの審査と疑義照会 詳細	情報の提供 詳細	患者、顧客との接遇 詳細	安全対策 詳細
30日目 6月8日(火)	服薬指導の基礎 詳細	服薬指導入門実習 詳細	情報の提供 詳細	地域保健 詳細	服薬指導の基礎 詳細
31日目 6月9日(水)	服薬指導の基礎 詳細	服薬指導入門実習 詳細	薬局製剤 詳細	薬局製剤 詳細	地域医療・地域福祉 詳細
32日目 6月10日(木)	服薬指導の基礎 詳細	服薬指導入門実習 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細	調剤報酬 詳細	調剤報酬 詳細
33日目 6月11日(金)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細

第6週

第6週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
36日目 6月14日(月)	処方せんの受付 詳細	計数・計量調剤 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の入手と加工 詳細	計数・計量調剤 詳細
37日目 6月15日(火)	処方せんの受付 詳細	処方せんの審査と疑義照会 詳細	患者、顧客との接遇 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細	服薬指導入門実習 詳細
38日目 6月16日(水)	服薬指導入門実習 詳細	服薬指導入門実習 詳細	地域保健 詳細	地域保健 詳細	災害時医療と薬剤師 詳細
39日目 6月17日(木)	服薬指導入門実習 詳細	服薬指導入門実習 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
40日目 6月18日(金)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細

第7週

第7週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
43日目 6月21日(月)	処方せんの受付 詳細	計数・計量調剤の審査 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の入手と加工 詳細	服薬指導入門実習 詳細
44日目 6月22日(火)	服薬指導入門実習 詳細	計数・計量調剤の審査 詳細	処方せんの審査と擬善照会 詳細	災害時医療と薬剤師 詳細	災害時医療と薬剤師 詳細
45日目 6月23日(水)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	地域保健 詳細	患者、顧客との接遇 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細
46日目 6月24日(木)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
47日目 6月25日(金)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の提供 詳細	服薬指導実践実習 詳細

第8週

第8週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
50日目 6月28日(月)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の提供 詳細	計数・計量調剤の審査 詳細
51日目 6月29日(火)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	情報の入手と加工 詳細	安全対策 詳細	調剤報酬 詳細
52日目 6月30日(水)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	地域保健 詳細	地域保健 詳細	地域保健 詳細
53日目 7月1日(木)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
54日目 7月2日(金)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細

第9週

第 9 週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
57日目 7月5日(月)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	カウンター実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細
58日目 7月6日(火)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	カウンター実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細
59日目 7月7日(水)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	地域保健 詳細	地域保健 詳細	地域保健 詳細
60日目 7月8日(木)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
61日目 7月9日(金)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	調剤報酬 詳細

第10週

第 10 週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
64日目 7月12日(月)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細
65日目 7月13日(火)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
66日目 7月14日(水)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
67日目 7月15日(木)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細
68日目 7月16日(金)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細

第 1 1 週

第 11 週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
71日目 7月19日(月)	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細
72日目 7月20日(火)	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細
73日目 7月21日(水)	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細
74日目 7月22日(木)	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細
75日目 7月23日(金)	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細

参考資料

1. 薬局実習に関する資料

1-2. 実務実習モデル・コアカリキュラム SBO 別評価表

岡山県薬剤師会会営薬局

SBO 別評価表(平成 19 年度版)の取り扱いについて

本評価表は、平成 18 年 11 月に日本薬学会薬学教育改革大学人会議の実務実習指導システム作り委員会が作成した「評価の手引き(案)」および「基盤をなす評価の詳細(案)」が公表されたのを機に、具体的な評価方法を検証するため、平成 19 年度の学生実習受け入れにあわせて作成したものです。平成 19 年度就実大学4年生の4週間実習において実際に実習評価を試みました。その成果は、久保和子 et al., 「実務実習モデル・コアカリキュラム評価案に基づく評価ツールの作成と実習評価への応用－(社)岡山県薬剤師会会営薬局の取り組み－」, 医療薬学 Vol.35, No.2, 79-88(2009)に論文として掲載されています。

本評価ツールは平成 19 年の作成時における各種法令、医薬品情報等に基づき作成していますので、その後の改正には準拠していません。そのまま使用できるツールではありませんので、ご注意ください。なお、調剤報酬算定演習問題は平成 20 年4月改定を反映して更新しています。

平成22年3月

(社)岡山県薬剤師会

問合せ先:(社)岡山県薬剤師会 担当:小田

Tel 086-222-5424

Fax 086-225-2645

E-mail oda@opa.or.jp

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
101	①薬局で取り扱うアイテムが医療の中で果たす役割について説明できる。	客観試験	実習中	/	
	②薬局で取り扱うアイテムの保健・衛生、生活の質の向上に果たす役割を説明できる。	客観試験	実習中	/	

- ① 薬局で取り扱うアイテムが医療の中で果たす役割について、筆記試験（別紙）を行う。
- ② 薬局で取り扱うアイテムの保健・衛生、生活の質の向上に果たす役割について、筆記試験（別紙）を行う。

チェックテスト P101 薬局アイテム

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 薬局アイテムを主な分類で7つ以上挙げてください。
会営薬局で取り扱っている具体的なアイテムの例も記入してみましょう。

薬局アイテムの分類	具定例
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	

2. 薬局で取り扱うアイテムが医療の中で果たす役割は、どんなことですか？知っていることや考えたことを自由に書いてください。

3. 薬局で取り扱うアイテムが保健・衛生、生活の質の向上に果たす役割はどんなことですか？
具体例を挙げて説明してください。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
101	③薬局アイテムの流通機構に係わる人達の仕事を見学し、薬剤師業務と関連づけて説明できる。【知識】	口頭試験	実習期間	/	

薬局アイテムの流通機構に係る人達の仕事内容について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。

- 医薬品卸売販売担当者 (MS : marketing specialist)
- 医薬情報担当者 (MR : medical representative)
- 産業廃棄物の回収業者
- 近隣保険薬局の薬剤師・・・医療用医薬品の分割販売のため
- その他

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
102	代表的な薬局製剤・漢方製剤について概説できる。	論述試験	102 終了時	/	

薬局製剤の製造・販売に係る法規や制度について、筆記試験（別紙）を行う。

チェックテスト P102 薬局製剤

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 薬局製造販売医薬品（薬局製剤）について、以下の【 】にあてはまる言葉を記入してください。

薬局製剤とは、【 】が当該薬局における【 】及び【 】をもって製造し、当該薬局において直接消費者に【 】し、又は【 】する医薬品のことである。

平成 18 年 5 月 10 日現在、承認を要する 384 品目及び承認不要の 9 品目と併せて【 】品目が指定されています。

2. 薬局製剤を製造・販売するために必要な許可を 2 つ挙げてください。

3. 薬局製剤の製造販売にあたって義務付けられている代表的事項を 4 つ挙げてください。

4. 薬局製剤の意義について、簡単に述べてください。

チェックテスト P102 薬局製剤 解答例

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 薬局製造販売医薬品（薬局製剤）について、以下の【 】にあてはまる言葉を記入してください。

薬局製剤とは、【 薬局開設者 】が当該薬局における【 設備 】及び【 器具 】をもって製造し、当該薬局において直接消費者に【 販売 】し、又は【 授与 】する医薬品のことである。

平成18年5月10日現在、承認を要する384品目及び承認不要の9品目と併せて【 393 】品目が指定されています。

2. 薬局製剤を製造・販売するために必要な許可を2つ挙げてください。

- 薬局製剤製造販売業許可（薬事法第12条）
- 薬局製剤製造業許可（薬事法第13条）

* 製造販売承認についても参考に説明

3. 薬局製剤の製造販売にあたって義務付けられている代表的事項を4つ挙げてください。

- 表示：直接の容器への記載事項（薬事法第50条）
- 添付文書の作成（薬事法第52条）・・・薬局製剤業務指針を参考にする
- 封（薬事法第58条）
- 製造・試験等に関する記録を作成し、3年間保管（薬事法施行規則第90条）

4. 薬局製剤の意義について、簡単に述べてください。

- ・ 薬局製剤は、薬局でのみ製造し販売することができる医薬品であり、薬剤師からの勧めによって購入することが多いので、消費者には薬剤師から薬の情報を得たという実感が強く残る。
- ・ 薬局製剤は、原料医薬品の取揃えから製造・試験検査・販売、そして販売後の使用状況まで薬剤師が関与することができ、薬剤師の知識や技能のすべてが発揮される製剤である。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
103	代表的な薬局製剤・漢方製剤を調製できる。(技能)	実地・ レポート	103 実習中	/	

薬局製剤の製造を実際に体験し、手順などをレポートにまとめる。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
104	①医薬品の適正在庫とその意義を説明できる。【知識】	口頭試験	104 学習中	/	
	②納入医薬品の検収を体験し、そのチェック項目（使用期限、ロットなど）を列挙できる。【知識】	口頭試験	104 学習中	/	
	③薬局におけるアイテムの管理、配列の概要を把握し、実務を体験する。(知識・技能)	実地試験	実習期間	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
①医薬品の適正在庫とその意義を説明できましたか？ 1. 医薬品の在庫について、薬局の責任や、適正在庫の考え方を説明できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 在庫のない医薬品が処方されていた場合など緊急時の医薬品の調達手段が説明できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
②納入医薬品の検収を体験し、そのチェック項目（使用期限、ロットなど）を列挙できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
③薬局におけるアイテムの管理、配列の概要を把握し、実務を体験することができましたか？ 1. 温度・光・湿度等の条件に留意した管理方法ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 先入れ先出しが守れた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 使用期限切れがないか確認できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
105	① 麻薬、向精神薬などの規制医薬品の取扱いについて説明できる。【知識】	口頭試験 客観試験	105 終了時	/	
	② 毒物・劇物の取り扱いについて説明できる。【知識】	客観試験	105 終了時	/	
	③ 法的な管理が義務付けられている医薬品（麻薬、向精神薬、劇薬、毒薬、特定生物由来製剤など）を挙げ、その保管方法を見学し、その意義について考察する。（態度）	レポート (日誌へ記載)	105 終了時	/	

①②説明用資料を用いた筆記試験（別紙）で行う。

項目	正答数／問題数	評価日	評価者
<input type="checkbox"/> 麻薬	/15	/	
<input type="checkbox"/> 向精神薬	/10	/	
<input type="checkbox"/> 毒薬・劇薬	/7	/	
<input type="checkbox"/> 覚せい剤原料	/10	/	
<input type="checkbox"/> 特定生物由来製品	/15	/	
<input type="checkbox"/> 毒物・劇物	/5	/	

③ 法的な管理が義務付けられている医薬品（麻薬、向精神薬、劇薬、毒薬、特定生物由来製剤など）を挙げ、その保管方法を見学し、その意義について考察したことを、日誌へ記載できたかどうかでチェック。

記載できた 記載できなかった

チェックテスト P105①麻薬

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.4

保険薬局での業務に関係する部分を中心にまとめたものです。

【 】にあてはまる言葉を記入してください。

◆麻薬

- 麻薬は薬事法の規制に加えて【 】によって規制されています。
- 免許 [法第3条]；保険薬局で麻薬を取り扱うには、【 】による麻薬小売業者の免許が必要です。麻薬小売業者の免許については、薬事法の規定により薬局開設の許可を受けているものでなければ、免許を受けることができません。(実際の免許申請は所轄保健所に提出)
- 免許の有効期間 [法第5条]；麻薬小売業者の免許の有効期間は、免許を受けた日から翌年の【 】までとなり、引き続き業務を行うためには、隔年ごとに新たな免許を受ける必要があります。
- 免許証の記載事項変更届 [法第9条]；免許証の記載事項に変更を生じたときには、【 】以内に、麻薬小売業者にあてはる都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければなりません。(実際は、①住所、氏名②薬局の名称に変更があった場合、所轄保健所に提出し、免許証の書替え交付を受ける。)
- 譲渡・譲受 [法第26条、第24条、第25条]；
【 】でなければ、麻薬を譲り受けることはできません。麻薬を麻薬卸売業者から購入する場合は、同一都道府県内の麻薬卸売業者に限定されており、麻薬【 】と麻薬【 】の交換が必要です。譲渡証は、【 】が義務付けられています。麻薬は返品や薬局間での譲渡・譲受はできません。
保険薬局(麻薬小売業者の免許を受けている場合に限る)での麻薬の譲渡は、麻薬施用者が交付した麻薬処方せんによらなければいけません。麻薬処方せんには、患者の住所と麻薬施用者免許番号の記載も必要です。[法第27条]
- 帳簿 [法第38条]；麻薬小売業者は、麻薬業務所(薬局)に【 】を備え、麻薬を購入(譲受)したり、処方せんにより調剤(譲渡)した場合のほか、事故により届け出た麻薬、廃棄した麻薬について、受払いの記載(麻薬受払簿への記帳)をしなければなりません。帳簿の保存期間は【 】、麻薬処方せんの保存期間は3年間(病院とは異なるので注意)です。
- 保管 [法第34条]；麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。麻薬以外の医薬品(【 】を除く)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならないとなっています。よって、住居内ではなく、薬局内にある麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫(重量金庫)で施錠設備のあるものをいいます。
- 廃棄 [法第29条]；
『麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について【 】に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合は、この限りでない。』

* 実際は以下のように行われる。

1) 陳旧麻薬等の廃棄

古くなったり、変質、破損等により使用しなくなった麻薬又は調剤ミスにより使用できなくなった麻薬を廃棄しようとする場合は、あらかじめ【 】を都道府県知事に届け出た後でなければ廃棄することはできません。廃棄予定の麻薬は、廃棄まで厳重に保管する。廃棄は、届出書が受理された後、所轄保健所係員立会いのもと行い、廃棄後に係員が麻薬帳簿に記名押印する。